

はっきりさせなければならぬ」と語っている。

35 原告 金学順（キム・ハクスン。軍隊慰安婦）

原告金学順（以下、「金学順」という。）は、一九二三年中国東北地方の吉林省で生まれたが、同人誕生後、父がまもなく死亡したため、母と共に親戚のいる平壤へ戻り、普通学校にも四年生まで通った。母は家政婦などをしていたが、家が貧乏なため、金学順も普通学校を辞め、子守りや手伝いなどをしていた。金泰元という人の養女となり、一四歳からキーセン学校に三年間通ったが、一九三九年、一七歳（数え）の春、「そこへ行けば金儲けができる」と説得され、金学順の同僚で一歳年上の女性（エミ子といた）と共に養父に連れられて中国へ渡った。トラックに乗って平壤駅に行き、そこから軍人しか乗っていない軍用列車に三日間乗せられた。何度も乗り換えたが、安東と北京を通ったこと、到着したところが、「北支」「カッカ県」「鉄壁鎮」であるとしかわからなかった。「鉄壁鎮」へは夜着いた。小さな部落だった。養父とはそこで別れた。金学順らは中国人の家に将校に案内され、部屋に入れられ鍵を掛けられた。そのとき初めて「しまった」と思った。翌日の朝、馬の嘶きが聞こえた。隣の部屋にも三人の朝鮮人女性がいた。話をすると、「何とバカなことをしたか」といわれ、何とか逃げなければと思ったが、まわりは軍人で一杯のようだった。その日の朝のうちには将校が来た。一緒に来たエミ子と別にされ、「心配するな、いとうおりにせよ」といわれ、そ

して、「服を脱げ」と命令された。暴力を振るわれ従うしかなかったが、思い出すのがとても辛い。翌日から毎日軍人、少ないときで一〇人、多いときは三〇人くらいの相手をさせられた。朝の八時から三〇分おきに兵隊がきた。サックは自分でもってきた。夜は将校の相手をさせられた。兵隊は酒を朝から飲み、歌をうたう者もいた。「討伐」のため出陣する前日の兵隊は興奮しており、特に乱暴だった。朝鮮人とのしられ、殴られたりしたこともあった。これらの軍人たちは犬と同じで、とても人間とは思えなかった。部屋の中では、中国人の残した中国服や日本軍の古着の軍服を着せられた。週ないし月に一回位、軍医がきて検診を受けた。同原告は肺病にかかったため、薬をいろいろもらった。六〇六号という抗生物質の注射も打たれた。

金学順はここでは、「アイ子」という名前をつけられた。他の四人の朝鮮人女性は、一緒に来た「エミ子」の他、最も年長の「シズエ」（二二歳）と「ミヤ子」（一九歳）「サダ子」（同）という名前だった。シズエは、別室で特に将校用として一室をあてがわれたが、他の四人は一部屋をアンペラのカーテンで四つに区切ったところに入っていた。食事は、軍から米・味噌などをもって五人で自炊した。

この鉄壁鎮にいた日本軍部隊は約三〇〇人位の中隊規模で、「北支」を転戦していた。鉄壁鎮には一ヵ月半位いたが、何度か移動した。金学順ら女性たちも一緒に移動させられた。行く先々の中国人の村には、中国人が一人もいなかった。いつも空屋となった中国人の家を慰安所と定められた。

ある日、兵隊が二人の中国人を連れてきて、みんなの前で目隠しをして後手に縛り、日本刀で首を切り落とすところを見せた。密偵だと言っていたが、おまえたちも言うことをきかないところなるとの見せしめだった。

金学順は毎日の辛さのため逃げようと思ったが、いつも周りに日本軍の兵隊があり、民間人と接触することも少なく、中国での地理もわからず、もちろん言葉も出来ないため、逃亡することはできなかった。ところが、その年の秋になったある夜、兵隊が戦争に行つて少ないとき、一人の朝鮮人男性が部屋に忍び込んできて、自分も朝鮮人だということで、逃がしてほしいと頼み、夜中にそうつと脱出することができた。その朝鮮人男性は趙元瓚と言ひ、銀錢の売買を仕事としていた。金学順はこの趙について南京、蘇州そして上海へ逃げた。上海で二人は夫婦となり、フランス租界の中で中国人相手の質屋をしながら身を隠し、解放のときまで生活をした。一九四二年には娘、四五年には息子が生まれた。四六年夏になり、中国から同胞の光復軍と最後の船で韓国に帰った。

しかし仁川の避難民収容所で娘が死に、一九五三年の朝鮮動乱の中で夫も死に、金学順は行商をしながら息子を育てていたが、その息子も国民学校四年生のとき、水死した。唯一の希望がなくなり一緒に死にたいと思つたが死にきれず、韓国中を転々としながら酒・タバコものむような生活を送つたが、一〇年前頃から、これではいけないと思ひソウルで家政婦をしてきたが、今は年老いたので、政府から生活保護を受けてやつと生活をしている状態である。

身寄りが無い金学順にとって、人生の不幸は、軍隊慰安婦を強いられたことから始まった。金をいくらくれても取り返しのつくことではない。日本政府は悪いことを悪いと認め、謝るべきである。そして事実を明らかにし、韓国と日本の若者にも伝え、二度と繰り返さないことを望みたい。

〔二、原告らの経歴 第二次原告団〕

1 原告 李貴粉

原告李貴粉（イ・キプン。以下、「李貴粉」という。）は、一九二七年（戸籍上は一九二九年）、慶尚北道永川に生まれた。李貴粉は、四人きょうだいの長女であり、永川中部小学校四年まで通学していた。学校では日本語を教え、韓国語は習わなかった。満一歳ころ、一家がウルサンに引っ越し、さらに釜山に引っ越そうとしている時、一九三八年の一〇月頃の朝一〇時くらいのこと、李貴粉が、ウルサンの村で、女の子三人で、「かあちゃん、この子をどうするか、すてておいてかわいそう……」こうした歌を歌いながら、縄跳びをして遊んでいた時、日本人と朝鮮人通訳の二人連れの男たちに声をかけられた。その男たちは、「お父さんが呼んでいる、一緒に行こう」といって、李貴粉を連れ出した。このとき李貴粉は、黒いチマ、白いチョゴリの普通の格好をしていたが、体格もよく一四歳くらいに見えたのではないかと思う。その男たちは、李貴粉をウルサン市内の下宿専用の「チョンミョンギル」（趙明吉か）の家に連れ込んだ。李貴粉は、途中でおかしいと思ひ、「家に帰